

奥州市男女共同参画推進条例新旧対照表

改正後	現 行
<p data-bbox="165 212 786 236"><u>奥州市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくり推進条例</u></p> <p data-bbox="103 288 1111 341">私たちのまち奥州市は、豊かな自然と先人が築いてきた歴史と文化を継承しながら、日本国憲法の理念に基づき、法の下での平等と人権の尊重に向けた様々な取組を行っている。</p> <p data-bbox="103 355 1111 504">しかし、男女の人権の尊重に関する認識はいまだ十分とはいえず、性別による固定的な役割分担とこれを反映した慣行が残っている。さらには少子高齢化の進行、経済環境の変化など、私たちをとりまく社会情勢が急速に変化するなかで、男女が共同して取り組まなければならない多くの課題が存在する。<u>さらに近年では、男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重し合い、すべての人がともに生きていける社会の実現が求められている。</u></p> <p data-bbox="103 518 1111 603">このような状況を踏まえ、誰もが性別等にかかわらず、自らの意思によって個人の能力と個性を最大限に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担う社会の形成を図っていくことが重要である。</p> <p data-bbox="103 617 1111 702">私たち奥州市民は、男女共同参画<u>及び多様な性を尊重する社会づくり</u>を推進することにより、<u>すべての人</u>の人権が十分尊重され、<u>性別等にとらわれることなくその多様性を認め合い</u>、次代を担う若者にとっても夢の持てる、豊かで活力のある社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p> <p data-bbox="136 716 203 740">(目的)</p> <p data-bbox="103 754 1111 871">第1条 この条例は、男女共同参画の推進<u>及び多様な性を尊重する社会づくりの推進</u>（以下「男女共同計画の推進」という。）に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、<u>男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくり</u>を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p> <p data-bbox="136 885 203 909">(定義)</p> <p data-bbox="103 924 1003 948">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="125 962 192 986">(1) 略</p> <p data-bbox="125 1000 1111 1053">(2) <u>性別等</u> 生物学的な性別、性自認（自己の性別に関する認識をいう。）、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）等をいう。</p> <p data-bbox="125 1067 244 1091">(3)～(6) 略</p> <p data-bbox="136 1144 241 1168">(基本理念)</p> <p data-bbox="103 1182 983 1206">第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p data-bbox="125 1220 1111 1273">(1) <u>誰もが、個人として尊重されること、性別等による差別を受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること</u>等<u>人権が尊重されること。</u></p> <p data-bbox="125 1287 1111 1372">(2) 社会における制度又は慣行が<u>すべての人の社会における活動の自由な選択</u>に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び<u>誰もが性別等による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方</u>を選択できること。</p> <p data-bbox="125 1386 1111 1439">(3) <u>誰もが社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。</u></p>	<p data-bbox="1196 212 1480 236"><u>奥州市男女共同参画推進条例</u></p> <p data-bbox="1133 288 2141 341">私たちのまち奥州市は、豊かな自然と先人が築いてきた歴史と文化を継承しながら、日本国憲法の理念に基づき、法の下での平等と人権の尊重に向けた様々な取組を行っている。</p> <p data-bbox="1133 355 2141 440">しかし、男女の人権の尊重に関する認識はいまだ十分とはいえず、性別による固定的な役割分担とこれを反映した慣行が残っている。さらには少子高齢化の進行、経済環境の変化など、私たちをとりまく社会情勢が急速に変化するなかで、男女が共同して取り組まなければならない多くの課題が存在する。</p> <p data-bbox="1133 518 2141 571">このような状況を踏まえ、<u>男女が性別にかかわらず</u>、自らの意思によって個人の能力と個性を最大限に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担う社会の形成を図っていくことが重要である。</p> <p data-bbox="1133 617 2141 670">私たち奥州市民は、男女共同参画を推進することにより、<u>男女の人権が十分尊重され</u>、次代を担う若者にとっても夢の持てる、豊かで活力のある社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p> <p data-bbox="1167 716 1234 740">(目的)</p> <p data-bbox="1133 754 2141 839">第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p> <p data-bbox="1167 885 1234 909">(定義)</p> <p data-bbox="1133 924 2033 948">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1155 962 1223 986">(1) 略</p> <p data-bbox="1155 1067 1274 1091">(2)～(5) 略</p> <p data-bbox="1167 1144 1272 1168">(基本理念)</p> <p data-bbox="1133 1182 2013 1206">第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p data-bbox="1155 1220 2141 1273">(1) <u>男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること</u>その他の<u>男女の人権が尊重されること。</u></p> <p data-bbox="1155 1287 2141 1372">(2) 社会における制度又は慣行が<u>男女の社会における活動の自由な選択</u>に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び<u>男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方</u>を選択できること。</p> <p data-bbox="1155 1386 2141 1439">(3) <u>男女が社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。</u></p>

奥州市男女共同参画推進条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(4) 家族を構成する<u>誰もが</u>、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>誰もが</u>互いの性について理解を深め、それぞれの意思が尊重されることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。</p> <p>(性別等による人権侵害の禁止)</p> <p>第7条 何人も、社会のあらゆる場において、<u>性別等</u>による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他のあらゆる暴力的行為を行ってはならない。</p> <p><u>2 何人も、性自認又は性的指向の公表を本人に対し強制してはならない。</u></p> <p><u>3 何人も、本人の意に反して性自認又は性的指向を公表してはならない。</u></p> <p>(公衆に表示する情報に関する留意)</p> <p>第8条 何人も、公衆に表示する情報において、<u>性別等</u>による固定的な役割分担及び前条に掲げる行為を助長せず、かつ、これを連想させる表現を用いないよう配慮しなければならない。</p>	<p>(4) 家族を構成する<u>男女が</u>、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>男女が</u>互いの性について理解を深め、それぞれの意思が尊重されることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。</p> <p>(性別による人権侵害の禁止)</p> <p>第7条 何人も、社会のあらゆる場において、<u>性別</u>による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他のあらゆる暴力的行為を行ってはならない。</p> <p>(公衆に表示する情報に関する留意)</p> <p>第8条 何人も、公衆に表示する情報において、<u>性別</u>による固定的な役割分担及び前条に掲げる行為を助長せず、かつ、これを連想させる表現を用いないよう配慮しなければならない。</p>